財政健全化法と判断指標

平成２３年9月　　企画財政課

第1　財政健全化法

1　　概　要

●　平成１９年６月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法第９４号。以下「財政健全化法」という。）が成立した。この法律は、従来の地方財政再建促進特別措置法に代わるもので、平成２１年４月１日から全面施行されている。

　なお、従来の地方財政再建促進特別措置法は、平成２１年３月末で廃止された。

２　財政健全化法とは

- 従来の再建法制では、地方公共団体の普通会計で赤字額が標準財政規模（注）の２０％を超えると、いきなり「**レッドカード**」が出て**財政再建団体**となり、「**イエローカード**」とも言える注意喚起の段階が無かった。

- 特別会計や企業会計にいくら累計赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体の姿を反映したものでは無かった。

- 財政健全化法は、「**早期健全化**」と「**財政再生**」の２段階で財政悪化をチェックし、特別会計や企業会計も合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況を明らかにするようになった。

（注）地方公共団体が標準的な行政活動を行なう上で必要な一般財源の規模。

３　従来の仕組みとの違い

	旧財政再建法	財政健全化法
再建の仕組み	いきなり財政再建団体（レッドカード）となり、その前に健全化を図る段階がない。	**財政再生団体（レッドカード）の前に、早期健全化団体（イエローカード）の段階を設けた。**
財政の悪化を計る対象	地方公共団体の本体だけが対象で公営企業（下水道・病院など）・一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されない。	**地方公共団体の本体に公営企業・一部事務組合・第三セクターなども加えて判断するようになった。**
財政の悪化を計る方法	単年度の現金収支（フロー）のみ。	**単年度の現金収支（フロー）に加えて、過去から累積（ストック）に基づく基準を作った。**
公営企業の経営について	規定がなかった。	**経営の健全化を促す基準を作った。**

4　財政の健全化を4つの指標で判断する

①**実質赤字比率**

普通会計の**実質赤字**が**標準財政規模**に占める割合

②**連結実質赤字比率**

全会計の**実質赤字**が**標準財政規模**に占める割合

③**実質公債費比率**

一般会計等が負担する**公債費**が**標準財政規模**に占める割合

④**将来負担比率**

一般会計等が将来負担すべき**債務**が**標準財政規模**に占める割合

公営企業の場合

①**経営健全化比率**

資金不足額が**事業規模**に占める割合

5　砥部町の連結対象会計範囲

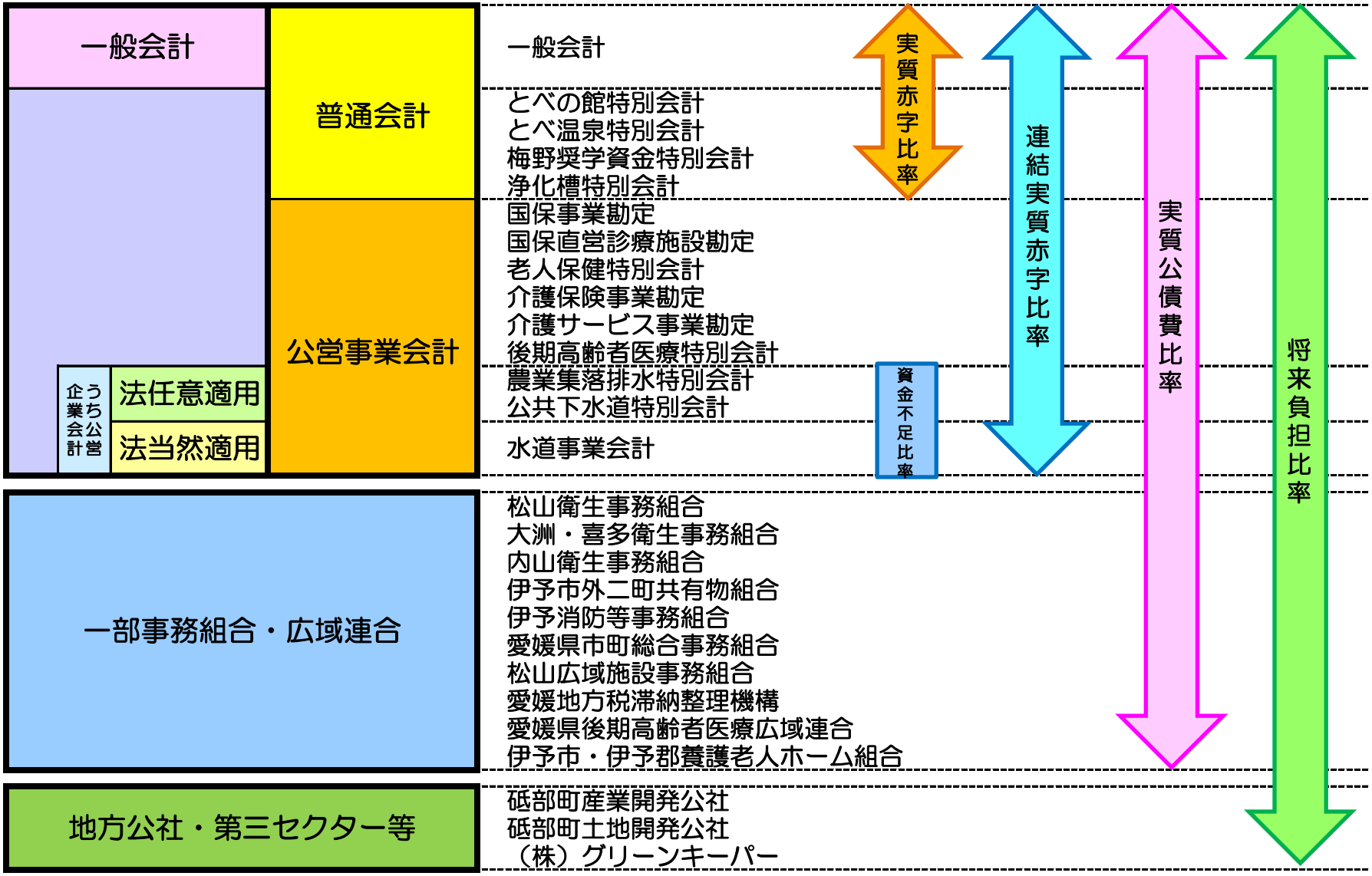

6　判断基準

● 特別会計や企業会計にいくら累計赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体の姿を反映したものでは無かった。

→財政再生基準を超えると「**財政再生団体**」

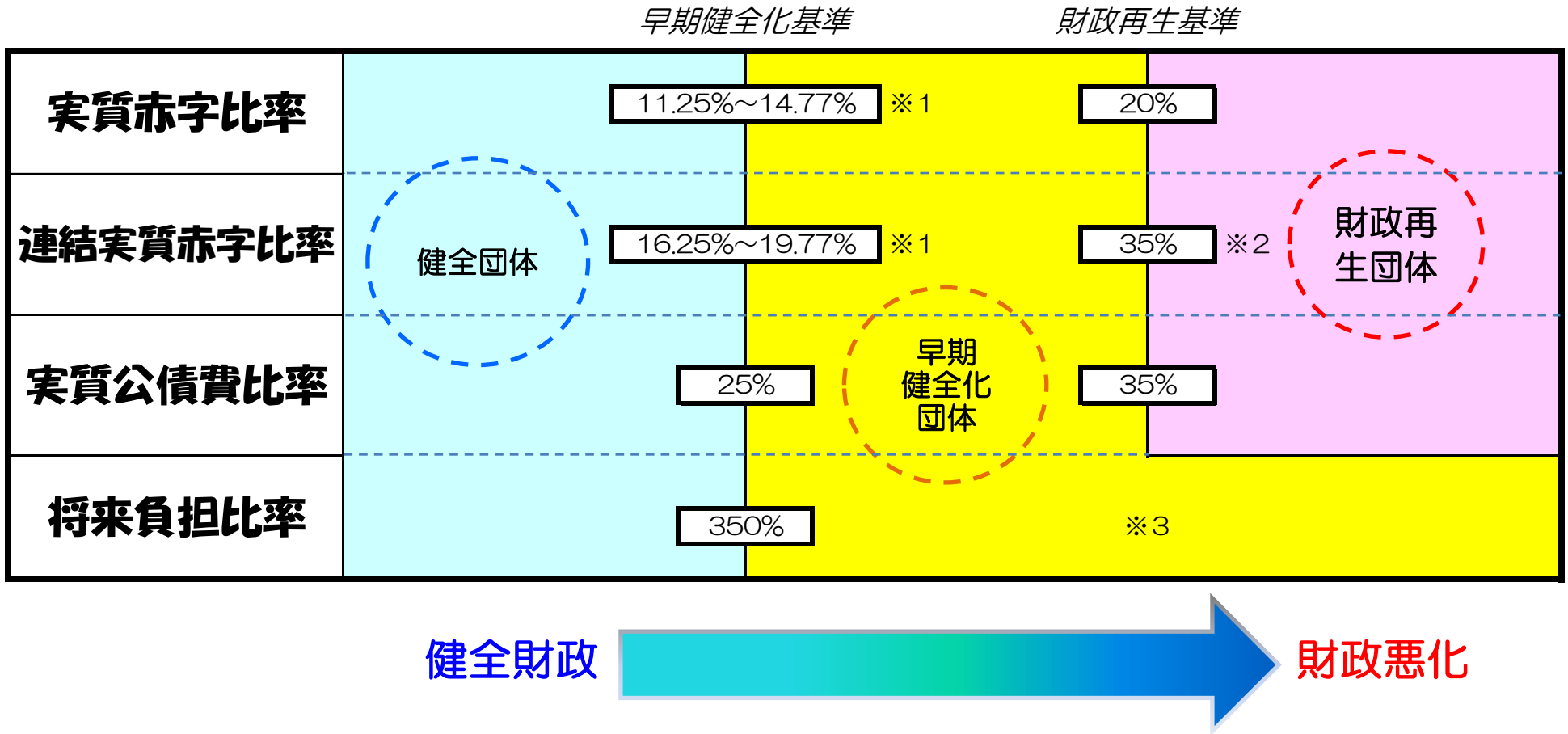

◆普通会計の健全化基準　※Ｐ６の脚注

※１　**早期健全化基準**

◆実質赤字比率　１４．７７％

◆連結実質赤字比率　１９．７７％

※２　**連結実質赤字比率**の財政再生基準は導入当初１０％引き上げられていたが、3年間で段階的に引き下げられる。（21年度までは40％）

◆砥部町の場合、22年度は35％が基準となる。

※３　**将来負担比率**に財政再生基準はない。

市町村の早期健全化基準は、財政規模に応じて異なる。

◆公営企業会計の経営健全化基準

経営健全化基準を超えた会計は、経営健全化計画の策定が必要となる。

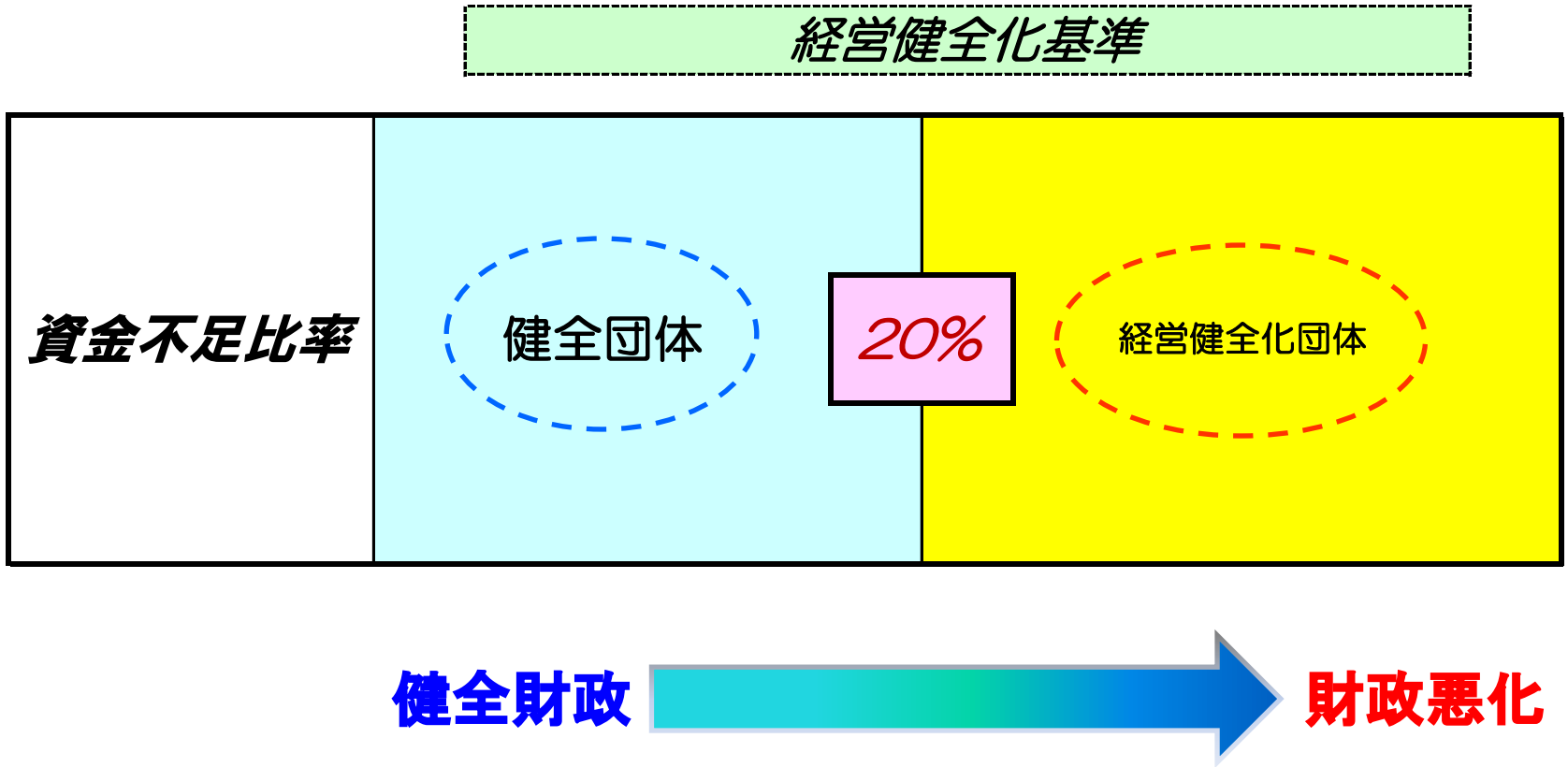

7　議会や監査委員との関係

◆財政健全化法では、議会や監査委員の役割が重要となる。

① 各指標の数値は、**監査委員の審査**を受けたうえで**議会に報告**し、**公表**する。（法第３条、第２２条関係）

② 早期健全化、財政再生計画、経営健全化計画を策定した際は、**議会が議決**し、**住民に公表**する。（法第５条、第９条関係）

③ 早期健全化、財政再生団体は、計画を策定するにあたり、財政健全化のために**改善が必要と認められる事務の執行**について、**外部監査**（注）を受けなければならない。（法第２６条関係）

（注）監査委員による監査と別に、外部の目でチェックを行う監査。
監査人には、公認会計士、弁護士、税理士などがなる。

８　財政健全化法の適用を受けると

●早期健全化団体になると

→財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を行う。
（法第４条関係）

●財政再生団体になると

→財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組む。
（法第８条関係）

→税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しを行う。
（法第９条関係）

→総務大臣の許可が無ければ、地方債の発行ができなくなる。
（法第１１条関係）

●健全化計画の策定と実施状況

□ 策定した計画の実施状況は、**毎年9月30日までに公表**する。
（法第６条関係）

□ 取組が不十分な場合、健全化段階では、**国または県**が地方公共団体に対し**必要な勧告**を行う。（法第７条関係）

□ 財政再生段階では、国が地方公共団体に対し、予算や計画の変更などの措置を講ずるよう**勧告**し、より強く**財政運営に関与する**ことになる。（法第２０条関係）

第2　健全化判断比率

砥部町の状況

●平成22年度決算に基づき計算した砥部町の健全化判断比率

	砥 部 町				健全化判断基準		備　　考
	H19	H20	H21	H22	早期健全化基準	財政再生基準	
実質赤字比率	－	－	－	－	14.77%	20%	７億７，３５８万２千円の黒字
連結実質赤字比率	－	－	－	－	19.77%	35%	１２億９，０９８万6千円の黒字
実質公債費比率	13.3%	12.1%	10.0%	8.5%	25%	35%	
将来負担比率	32.6%	11.5%	－	－	350%		

（注）「 ― ％ 」は、該当が無いことを表している。

- 実質赤字と連結実質赤字について、普通会計は**７億７，３５８万２千円**の**黒字**、町全体の会計を連結した収支でも**１２億９，０９８万６千円の黒字**となり、「**該当なし**」となっている。

- 実質公債費比率は、**８．５％**で前年度（１０.０％）と比較すると**△１．５ポイント**となっている。

  → 実質公債費比率改善の要因は、**地方債発行の抑制による元利償還の減**と、**普通交付税が増加**したことによるもの

  ＊Ｐ19「総括表③」参照。

- 将来負担比率は、前年度と同じく**０％**である。

  → 将来負担比率「0」の要因は、**地方債残高が**５億９，６５８万８千円**減少**したことに加え、**充当可能基金が**２億９０万６千円**増加**したことなどで、**将来負担が**８億９，２９４万６千円**減少**したことによるもの

  ＊Ｐ25「総括表④」参照。

●公営企業会計の経営健全化判断比率

	経営健全化判断比率	備　　考
公共下水道特別会計	資金不足比率20%	3,048万円の剰余金
農業集落排水特別会計		１万５千円の剰余金
水道事業会計		3億5,584万6千円の剰余金

※ **公共下水道特別会計**、**農業集落排水特別会計**、**水道事業会計**の実質赤字は、資金不足額で判断する。**すべての会計で剰余金**が出ているため、**実質赤字は該当無し**。

●県下の状況

平成２１年度決算における県内市町の財政健全化判断比率クロス表を示すと次のとおりである。

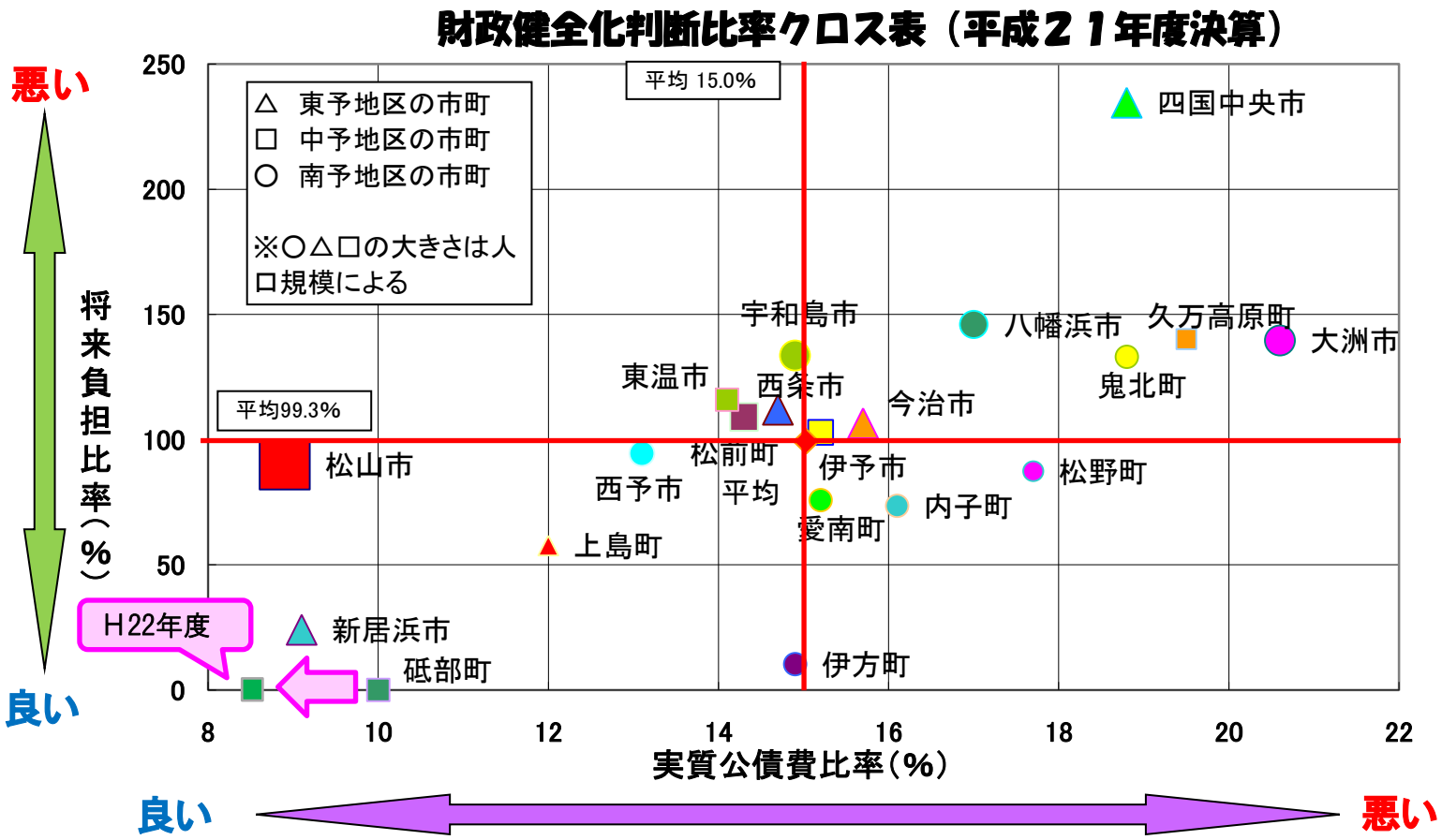

砥部町の場合、実質公債費比率、将来負担比率ともに県下でトップレベルの良好な状況である。

砥部町の比率
実質公債費比率
10.0%
（12.1%）
将来負担比率
0.0%
（11.5%）

※（　）内は20年度

●会計ごとの実質収支と資金剰余金

平成22年度決算に基づく実質収支と資金余剰金

（単位：千円）

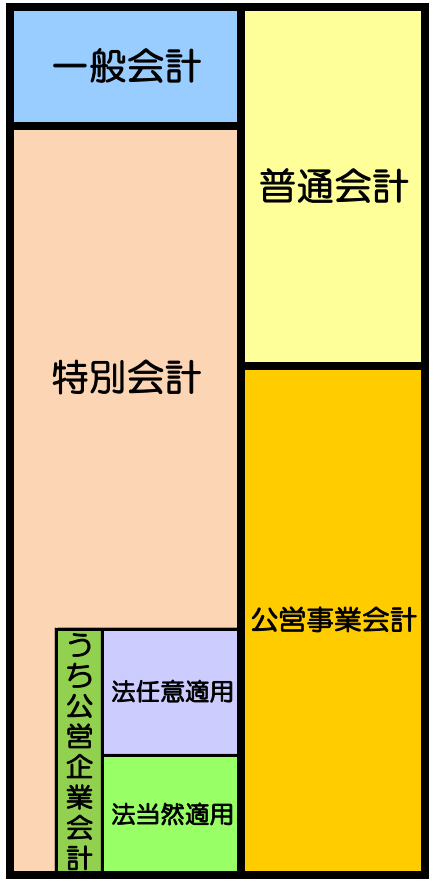

22年度実質収支	一般会計	725,900	実質赤字比率
	とべの館特別会計	6,782	
	とべ温泉特別会計	8,796	
	梅野奨学資金特別会計	415	
	浄化槽特別会計	31,689	
	普通会計の計		773,582
	国保特会（事業勘定）	118,261	
	国保特会（直営診療施設勘定）	16	
	老人保健特別会計	0	
	介護特会（保険事業勘定）	6,663	
	介護特会（サービス事業勘定）	1,078	
	後期高齢者医療特別会計	5,045	
資金不足・剰余金	農業集落排水特別会計	15	
	公共下水道特別会計	30,480	
	水道事業会計	355,846	
	合　計		1,290,986

連結実質赤字比率

（注）「△」の場合が、赤字または資金不足

- **赤字決算となった会計はない。**
- **実質、連結赤字比率も問題ない。**

続いて、実質公債費比率と将来負担比率を見てみる。

●実質公債費比率

・実質公債費比率 ＝ $\dfrac{\{(A+B)-(C+D)\}}{(E-D)}$

A ： 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
B ： 地方債の元利償還金に準ずるもの
C ： 元利償還金等に充てられる特定財源
D ： 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
E ： 標準財政規模

≪結果≫

２０年度	10.6
２１年度	7.3
２２年度	7.6
平均	8.5

（単位：千円）

分子

	A	B			C	D	計
		ア	イ	ウ			
２０年度	1,286,647	10,306	43,985	32,849	291,230	610,771	471,786
２１年度	1,137,722	19,677	43,559	32,192	287,621	606,675	338,854
２２年度	925,236	13,132	35,362	32,033	20,857	619,432	365,474

分母

	E	D	計
２０年度	5,058,828	610,771	4,448,057
２１年度	5,196,330	606,675	4,589,655
２２年度	5,369,931	619,432	4,750,499

ア：公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金
イ：一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
ウ：公債費に準ずる債務負担行為に係るもの

●１７ページ計算式の説明

■分子

・Ａ＋Ｂ … 元利償還金と準元利償還金の合計

・Ｃ＋Ｄ … 元利償還に充てられた特定財源と交付税措置された地方債の合計

→特定財源 ： 起債した事業から得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの

→交付税措置された地方債：地方債はその全額を町が負担するとは限らず、後年度に交付税として国から補填されるものもある。

・（Ａ＋Ｂ）-（Ｃ＋Ｄ） … 実質的な元利償還金

→元利償還金と準元利償還金の合計から特定財源と交付税措置される地方債の合計額を控除することで実質的な元利償還金を算出。

■分母

→標準財政規模から交付税措置される地方債を控除した額を分母として割合を算出。

●実質公債費比率　総括表③

・１７ページのＡ～Ｅを総括表③で見ると

団体名 愛媛県砥部町

総括表③　実質公債費比率の状況（平成22年度決算）

Ｂ：地方債の元利償還金に準ずるもの

（単位：千円）

	① 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）（３③Ａ表「元利償還金」欄の数値を転記）	② 積立不足額を考慮して算定した額（３①表「エ」欄の数値を転記）	③ 満期一括償還地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）（３①表「ウ」欄の数値を転記）	④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（３②表「合計※」欄の数値を転記）	⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	⑦ 一時借入金の利子	⑧ 特定財源の額（３③Ａ表「特定財源計」欄の数値を転記）	⑨ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	⑩ 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（準元利償還金に係るものに限る。）	⑪ 災害復旧費等に係る基準財政需要額	⑫ 災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金に係るものに限る。）
平成20年度	1,286,647			10,306	43,985	32,849		291,230	224,859	13,048	372,608	
平成21年度	1,137,722			19,677	43,559	32,192		287,621	204,695	18,720	383,013	
平成22年度	925,236			13,132	35,362	32,033		20,857	192,669	29,757	396,752	

Ａ

Ｃ

	⑬ 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	⑭ 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）	⑮ 標準税収入額等	⑯ 普通交付税額	⑰ 臨時財政対策債発行可能額	⑱ 地方財政法第５条の４第１項第２号及び地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額（特別区のみ記入）
平成20年度		256	2,522,518	2,287,829	248,481	
平成21年度		247	2,445,650	2,365,039	385,641	
平成22年度		254	2,355,724	2,477,470	536,737	

	実質公債費比率（単年度）
平成19年度	10.60656
平成20年度	7.38300
平成21年度	7.69338

実質公債費比率（３カ年平均）
8.5

Ｅ：標準財政規模　５，３６９，９３１

（Ａ－Ｃ＋Ｂ－Ｄ）／（Ｅ－Ｄ）

（参考）

	⑥の内訳								
	ＰＦＩ事業に係る債務負担行為に係るもの（省令第７条第１号）	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの（省令第７条第２号）	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金（省令第７条第３号）	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料（省令第７条第４号）	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助（省令第７条第５号）	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第６号）	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出（省令第７条第７号）	その他これらに準ずると認められるもの（政令第７条第８号）	利子補給に係るもの（政令第11条第４号）
平成20年度					9,098			23,100	651
平成21年度					8,808			22,880	504
平成22年度					8,518			22,660	855

Ｄ：基準財政需要額に算入された元利償還金
６１９，４３２

Ａ：Ｐ23「３③Ａ表」のＡより
Ｃ：Ｐ23「３③Ａ表」のＣより

Ｂ：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

・公営企業地方債の償還の財源に充てられたと認められる繰入金「④」

→Ｐ２１「３②表」より

・一部事務組合等の地方債に充てられたと認められる補助金、負担金「⑤」

→一部事務組合等からの提出資料より

・公債費に準ずる債務負担行為「⑥」

→債務負担行為の状況調べより

→下水道特別会計に２４億５千万円（平成２３年度まで）、９千万円（平成２５年度まで）の債務負担行為があるが、一般会計等からの繰出金を充当しないため対象外となっている。

●準元利償還金

＜3②表＞公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

○19ページ総括表③「公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」に計上する額は、以下の様式中「合計」の額を計上している。

（単位：千円）

団体名	特別会計名	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金※		
		20年度	21年度	22年度
砥部町	水道事業会計	1,006	3,761	1,473
	下水道特別会計			
	農業集落排水特別会計	9,300	15,916	11,659
	介護保険特別会計（サービス）			
	介護保険特別会計（事業勘定）			
	国民健康保険（事業勘定）			
	国民健康保険（施設勘定）			
	老人保健特別会計			
	後期高齢者特別会計			
	合計※	10,306	19,677	13,132

P22「3②A表」より算出した額

P19「総括表③」の④の額へ

※各特別会計ごとに3②A表の「V」と3②E表の「Z」の合計額を記入すること。
公営企業を組合が経営している場合にあっては、各公営企業会計ごとに別紙3②A’表の「V’」と3②E’表の「Z’」により算定されることになるが、これらは、総括表③に計上し、上記の合計欄には含めないこと。

○3②A表
＜法適用事業＞

平成 22年度

事業名　水道事業

（単位：千円）

資本的収支に計上された繰出金決算額 X	B①	準元利償還金算入額（4条分） A①＝X−B①	※A①については、次のとおり計上する。 A①≧G→G A①＜G→A①
2,400	1,850	550	

資本的収支における繰出金総額

B①
Xのうち
・一般会計等で地方債を財源として繰り出したもの
・一般会計等からの貸付金、繰出基準において建設改良費の一部を一般会計等が負担することとされているもの
など　B②も同様

収益的収支に計上された繰出金決算額 Y	B②	A②	C①＝Y−（B②＋A②）
2,690	430		2,260

収益的収支における繰出金総額

※Wについては、次のとおり計上する。
・C①＜C②→C①＋A②

準元利償還金算入額（3条分） W
923

準元利償還金算入額 V＝A①＋W
1,473

A②には、下水道事業における雨水処理及び高度処理に要する経費として繰出基準に基づき算定された額のうち、資本費に相当する額。

元利償還金に対する繰出基準額※ Z	C②＝Z−A①−A②
0	▲ 550
※Zについては、3②B表により算定する。	按分の際に用いるC②の値 0

※Wについては、次のとおり計上する。
・C①≧C②
→C②＋（C①−C②）×J/I＋A②
ただしC②<0の時はC②=0とする

資本的収支に係る繰り出しは、準元利償還金に算入。収益的収支に係る繰り出しは、基準額以内であればそのまま算入し、基準額以上であれば超える部分を下段の比率により按分して加算計上する。

＜あん分率計算用＞

収益的収支における総費用 E	収益的収支に係る減価償却費 F	元金償還金 G	利息 H	納付金 K	B’	I＝E−F+G−Z−B’	J=G＋H（−K）−Z
301,698	103,564	75,706	36,247		430	272,860	111,403

※元利償還金又は減価償却費に充てることが協定書等において確認できるものに限る。

※B’には、B②のうち記載要領8③・④に該当するものを計上

※C②＜0の時はI＝E−F+G−Z＋C②−B’とする

※C②＜0の時はJ=G＋H−Z＋C②とする

実際の繰出金と異なる繰出基準額が準元利償還金算入額を左右する。

「繰出基準」とは、地方公営企業法により、一般会計等が負担するものとされた経費を一般会計等から各公営事業会計へ繰り出す場合の基準。「繰出基準」は、毎年度、総務省が定め、各団体へ通知している。

●A：公債費と繰上償還

●C：特定財源

3③A表　元利償還金及び特定財源の額

地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名
384020	愛媛県	砥部町

（単位：千円）

	①	②	③	④		⑤					
						特定財源					
	公債費（一般会計等に係るものに限る。）	繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	満期一括償還地方債の元金に係る分	地方債の利子の支払金のうち、減債基金の運用によって生じた利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの	元利償還金（総括表③の①に転記する数値）①-②-③-④	国や都道府県等からの利子補給	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	公営住宅使用料	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税（３③Ｂ表Ｂ欄の数値）	その他	特定財源　計（総括表③の⑧に転記する数値）⑤
平成20年度	1,293,952	7,305			1,286,647		1,648	20,886	0	268,696	291,230
平成21年度	1,137,722	0			1,137,722		690	20,499	0	266,432	287,621
平成22年度	925,236	0			925,236		690	20,167	0	0	20,857

A＝９２５，２３６
※Ｐ１９「総括表③」の①の額へ

C＝２０，８５７千円
※Ｐ１９「総括表③」の⑧の額へ

⑤特定財源「その他」の内訳

歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額	歳入年度	特定財源の名称	特定財源の額
平成20年度	下水道処理場用地売払収入	268,696			
平成21年度	下水道処理場用地売払収入	266,432			

土地取得特別会計が先行取得していた下水道用地を、下水道特別会計が買い取ったもの。平成２１年度が最終である。

●将来負担比率

・将来負担比率 ＝ $\dfrac{\{A - (B + C + D)\}}{(E - F)}$

≪結果≫

将来負担比率

0.0%

A	：	将来負担額
B	：	充当可能な基金額
C	：	特定財源見込額
D	：	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
E	：	標準財政規模
F	：	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

（単位：千円）

分子

A	
ア	6,211,779
イ	262,579
ウ	1,430,889
エ	203,190
オ	856,881
カ	0
キ	0
ク	0
計	8,965,318

－

B	C	D
3,189,668	252,969	6,685,390
計		10,128,027

分母

E
5,369,931

－

F
619,432

●将来負担比率　総括表④

・２４ページＡ～Ｆを総括表④で見ると

総括表④　将来負担比率の状況（平成22年度決算）

団体名　愛媛県砥部町

（単位：千円）

将来負担額

ア 地方債の現在高	イ 債務負担行為に基づく支出予定額	ウ 公営企業債等繰入見込額	エ 組合等負担等見込額	オ 退職手当負担見込額	カ 設立法人の負債額等負担見込額	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	キ 連結実質赤字額	ク 組合等連結実質赤字額負担見込額
6,211,779	262,579	1,430,889	203,190	856,881	0	0	0	0	0	0
（分母比）131	6	30	4	18						

将来負担額＝８，９６５，３１８　A

充当可能財源等

（単位：千円）

B 充当可能基金	C 充当可能特定歳入	うち都市計画税	D 基準財政需要額算入見込額
3,189,668	252,969	0	6,685,390
（分母比）67	5		141

将来負担額　A			充当可能財源等　B			A　－　B			将来負担比率（%）
8,965,318	189	－	10,128,027	213	＝	−1,162,709	−25	＝	-
標準財政規模　C			算入公債費等の額　D			C　－　D			−24.4
E 5,369,931	113	－	619,432	13		4,750,499	100		
P19「総括表③」参照			P19「総括表③」参照						

F

・**地方債残高**は、前年度より５億９，６５８万８千円減少。
・**充当可能基金**は、前年度より２億９０万６千円増加。

●Ａ：将来負担額

ア　一般会計の起債残額　６２億１，１７７万９千円

イ　債務負担行為に基づく支出予定額　２億６，２５７万９千円

→リース資産は非該当。（地方債償還や転貸債とは性質が異なるため）

ウ　一般会計以外の地方債の元利償還に充てる一般会計等の負担見込額

→起債残高　４２億９，５１３万３千円、うち将来負担額　14億3，088万9千円

エ　加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担見込額

→起債残高　１７億６，８５３万９千円、うち将来負担額　2億319万円

オ　退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

→特別職を含む一般会計等の職員１６９人が退職した場合の退職手当は、１４億７６２万１千円必要となる。愛媛県市町総合事務組合に積み立てている５億６，７５１万８千円を控除した**8億5，688万1千円が将来負担額**となる。

カ　町が設立した法人の債務を負担している場合の一般会計等の負担見込額

→該当法人は、**砥部町土地開発公社**、**砥部町産業開発公社**、**（株）グリーンキーパー**であるが、**債務保証をしている団体はない**。

キ　連結実質赤字なし

ク　組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等の負担見込額なし

●B：充当可能基金

4⑧表　地方債の償還額等に充当可能な基金

団体名 愛媛県砥部町

（単位：千円）

基　金　名	基金計 (1) (2)+(4)+(6)	現金・預金(2)	うち要返還額 (3)	国債・地方債・政府保証債等 (4)	うち要返還額 (5)	その他 (6)	うち貸付金 (7)	うち不動産 (8)	充当可能基金 (9) (2)−(3)+(4)−(5)	（構成比）
財政調整基金	1,467,836	1,467,836							1,467,836	46.0
減債基金	0	0							0	
ふるさと創生基金	369,264	369,264							369,264	11.6
福祉基金	13,708	13,708							13,708	0.4
とべの館運営基金	154,094	154,094							154,094	4.8
とべ温泉運営基金	21,905	21,857							21,905	0.7
梅野奨学基金	4,927	4,927							4,927	0.2
奨学基金	30,788	15,014				15,774	15,774		15,014	0.5
ふるさと水と土保全基金	20,522	20,467							20,522	0.6
町営住宅建設積立基金	0	0							0	
浄化槽保守点検事業運営基金	42,229	42,229							42,229	1.3
浄化槽町有施設管理基金	125,543	125,543							125,543	3.9
土地開発基金	0	0							0	
高齢者保健福祉基金	299,587	299,587							299,587	9.4
国民健康保険事業運営基金	160,401	160,401							160,401	5.0
介護保険事業運営基金	103,490	103,490							103,490	3.2
介護従事者処遇改善臨時特例基金	889	889	889						0	
坂村真民記念基金	43,370	43,370							43,370	1.4
公共施設更新準備基金	347,778	347,778							347,778	10.9
住民生活に光をそそぐ基金	4,000	4,000	4,000						0	
小　計	3,210,331	3,194,454	4,889	0	0	15,774	15,774	0	3,189,668	100

（分母比）

貸付部分は控除

充当可能基金として計上するが、うち要返還額にも計上することになる。

B：充当可能基金
※P25「総括表④」のBの額へ

●C：特定財源見込額

4⑨C表　地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額③

団体名 愛媛県砥部町

6　その他将来負担額に充当可能な特定の歳入

（単位：千円）

その他特定の歳入の名称 (1)	種類	地方債の現在高等(2)	充当が確実である額 (3)	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平均充当率(4)	充当見込上限額(5)	充当見込額(6)
				充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率	充当実績額	元金償還金等	充当率			
公共下水道処理場用地売却収入	イ	0	0	265,000	265,000	1.000	168,626	168,626	1.000	0	0	－	1.000	0	
				特定歳入の概要											
		合　計	0											合　計	0

総括表（特定の歳入見込額）

（単位：千円）

1 国庫支出金等	2 転貸債に係る償還金	3 公営住宅の賃貸料等	4 都市計画税収	5 土地開発公社に対する貸付金の償還金	6 その他特定の歳入	特定の歳入見込額（合計）
0	1,341	251,628	0	0	0	252,969
（分母比）	0.0	5.3				5.3

住宅新築資金貸付事業にかかる償還額

地方債の償還に充てられる公営住宅賃貸料

C：特定財源見込額

※P25「総括表④」のCの額へ

●D：基準財政需要額に算入される地方債

4⑩表　基準財政需要額算入見込額・総括表（市町村分）

（単位：千円）

費目		測定単位	算入見込額	
1	消防費	人口		(A)
2	道路橋りょう費	道路の延長	40,080	(B)
3	(1) 港湾費（港湾）	外郭施設の延長		(C)
	(2) 港湾費（漁港）	外郭施設の延長		(D)
4	都市計画費	都市計画区域人		(E)
5	公園費	人口		(F)
6	下水道費	人口	1,171,402	(G)
7	その他の土木費	人口		(H)
8	小学校費	学級数	332,679	(I)
9	中学校費	学級数	14,256	(J)
10	高等学校費	生徒数		(K)
11	その他の教育費	人口		(L)
12	社会福祉費	人口		(M)
13	保健衛生費	人口	3,764	(N)
14	高齢者保健福祉費	６５歳以上人口		(O)
15	清掃費	人口	251,645	(P)
16	農業行政費	農家数	683	(Q)
17	林野水産行政費	林水業従業者数	7,801	(R)
18	(1) 地域振興費	人口	343,304	(S)
	(2) 地域振興費	面積	1,855	(T)
19	公債費		4,517,921	(U)
		合計	6,685,390	

（公債費内訳）

19	(1) 災害復旧費	37,175	(AA)
	(2) 辺地対策事業債償還費		(AB)
	(3) 補正予算債償還費（平成10年度以前許可債に係るもの）		(AC)
	(4) 補正予算債償還費（平成11年度以降同意（許可）債に係るもの）	58,391	(AD)
	(5) 地方税減収補てん債償還費		(AE)
	(6) 臨時財政特例対策債償還費	1,486	(AF)
	(7) 財源対策債償還費	340,835	(AG)
	(8) 減税補てん債償還費	319,182	(AH)
	(9) 臨時税収補てん債償還費	59,310	(AI)
	(10) 臨時財政対策債償還費	3,077,035	(AJ)
	(11) 地域改善対策特定事業債等償還費		(AK)
	(12) 過疎対策事業債償還費	433,736	(AL)
	(13) 公害防止事業債償還費		(AM)
	(14) 石油コンビナート等債償還費		(AN)
	(15) 地震対策緊急整備事業債償還費		(AO)
	(16) 合併特例債償還費	190,771	(AP)
	(17) 原子力発電施設等立地地域振興債償還費		(AQ)
	公債費計	4,517,921	(U)

D：基準財政需要額算入見込地方債
※P25「総括表④」のDの額へ